

平成 28 年 5 月 20 日
最終改正 令和 2 年 7 月 31 日

電力託送料金に関する調査会の公開について

消費者委員会公共料金等専門調査会
電力託送料金に関する調査会座長決定

消費者委員会公共料金等専門調査会電力託送料金に関する調査会における活動状況の公開、議事の取扱い等については、下記のとおり、定めるものとする。

記

1. 調査会の活動状況の公開について

調査会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2. 議事の取扱いについて

調査会において、会議及び議事録は、原則として公開するものとし、例外的に会議を非公開とする場合に作成する議事要旨については、調査会開催後、速やかに公開する。

ただし、個別の企業機密や個人情報に関わる事項については、座長の判断の下、非公開とする。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。